

【技術職員名簿 記載例】
別紙二

審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく、常時雇用されている建設業に従事する者(法人の常勤役員及び個人事業主を含む)で、一定の資格又は要件を満たす者について記入します。
(建設業法施行規則第18条の3第2項第1号、第2号又は第3号に該当する者)
※事前に(公財)青森県建設技術センターで、記載した者の常勤性及び資格の保有状況等について確認を受けてください。

(用紙A4)
2 0 0 0 5

技術職員名簿

審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入。

※年齢が若い順に記入。

項番 3 5
数 8 1 0 0 1 頁

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1	○	技術 太郎	H7.8.1	29	8 2 0 1	1 1 3	1	0 2	1 2 0	1	000101234567	30
2		青森 次郎	H2.1.2	34	8 2 0 1	7 0 4	2	0 5	7 0 4	2		0
3		建設 三郎	H2.1.1	35	8 2 0 1	0 6 4	2				(基幹技能者の場合) 01) 020014-0001	5
4	○	土木 四郎	S53.10.1	46	8 2 0 1	2 1 4	2	9 9	2 1 4	2		15
5		工事 五郎	S50.11.1	49	8 2 2 9	0 6 0	2					0
6		建設 六郎	S38.1.19	61	8 2 0 1	1 3 7	2					0

【審査基準日時点の満年齢について】
審査基準日が令和7年12月31日の場合
・生年月日がH3.1.1の者は、民法に基づいて計算すると前日の12月31日の午後12時になった時点で35歳となるため、審査基準日時点では、若年技術職員に該当しない。
→表計算ソフトの関数を使用して計算すると正しい年齢が表示されない場合があるので、注意。

【基幹技能者について】
01) - 業種コードを記入し、○で囲む
020014-0001 - 基幹技能者講習修了証に記載されている修了証番号を記入。

【業種コード欄及び有資格区分コード欄について】
・経審を受けようとしている業種について、職員1人につき2業種まで記入。
【2業種限定の考え方】下記の①、②いずれの方法でも可能。
【例】通番No.1の「技術太郎」さんが「1級土木施工管理技士」及び「1級建築施工管理技士」の資格を有している場合
【① 1つの資格から2業種選択】
「1級土木施工管理技士」の資格を保有していると、土・とび・石・鋼・舗・しゆ・塗・水 の8業種で評価対象となりえる。→「土」・「舗」を申請
業種コード欄に、左から順に「01」(土木コード)「13」(舗装コード)と記入。
有資格コード欄は両方とも「113」(1級土木施工管理技士コード)と記入。
業種コード 有資格区分コード 業種コード 有資格区分コード
01 113 13 113
【② 2つの資格から1業種ずつ選択】
「1級土木施工管理技士」及び「1級建築施工管理技士」の資格を保有していると、建・大・左・とび・石・屋・タ・鋼・筋・板・ガ・塗・防・内・絶・具の16業種で評価対象となりえる。
→「土」(1級土木施工管理技士の資格を有していること)
「建」(1級建築施工管理技士の資格を有していること)を申請。
業種コード欄に、左から順に「01」(土木コード)、「02」(建築コード)と記入。
有資格コード欄に、左から順に「113」(1級土木施工管理技士コード)、「120」(1級建築施工管理技士コード)と記入。
業種コード 有資格区分コード 業種コード 有資格区分コード
01 113 02 120
※記入例の通番1は②により記入しています。

【講習受講欄について】
申請する業種について、下記①～③の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を必ず記入。
①建設業法第15条第2号イに該当する者であること(1級国家資格者相当)
②監理技術者資格者証の交付を受けていること
③審査基準日が監理技術者講習(建設業法第26条の6から第26条の8の規定による)を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していないこと
(上記③の例)監理技術者講習を受講した日が令和2年10月1日の場合、加点可能な期間は、令和2年10月1日から令和7年12月31日まで。
監理技術者講習受講日 R2.10.1
受講した日の属する年の翌年から起算して5年間 R3.1.1
R7.12.31
【確認書類】
「講習受講」欄に「1」を記載した場合は、確認書類として、監理技術者資格証(表・裏(講習修了履歴貼付))の写しを提出。

【CPD単位取得数について】
※「CPD単位取得数算定表」の「CPD単位(換算後)」の数字を記入。
技術者が審査基準日前1年間に取得したCPD単位が対象。
・技術者とは、主任技術者若しくは監理技術者になる資格を有する者、又は1級技士補若しくは2級技士補を指す。
・小数点以下は切り捨て。
・技術者1人当たり、30単位まで計上可能。

経審申請時に(公財)青森県建設技術センターの確認済印が無い場合は受付できません。

※W(社会性等)での加点を目論んで、技術職員の総数を恣意的に減らす等の行為は虚偽申請に当たり、判明すれば監督処分の対象となる可能性があります。